



厚生労働省 沖縄労働局

八重山労働基準監督署

Yaeyama Labour Standards Inspection Office

Press Release

八重山労働基準監督署発表

令和6年5月15日

担	八重山労働基準監督署
	署長 渋谷 雄太
	○ 監督・安衛課長 工藤 徹也
当	電話: 0980-82-2344

報道関係者 各位

労働基準法違反容疑で書類送検

～ 36協定の限度時間を超える違法な時間外労働をさせた疑い～

八重山労働基準監督署(署長 渋谷 雄太)は、本日、アイランド株式会社ほか2名を、労働基準法違反の疑いで那覇地方検察庁石垣支部に書類送検しました。

【事件の概要】

労働者8名に、36協定の延長時間を超えて違法な時間外・休日労働を行わせたもの。
時間外・休日労働は月100時間未満、2～6月を平均し、月80時間以内としなければならないところ、それを超えて労働者に時間外・休日労働を行わせたもの。

1 被疑者

アイランド株式会社ほか2名
所在地: 沖縄県石垣市新川

2 違反条文

被疑者アイランド株式会社ほか2名ともに、
労働基準法違反
同法第32条第1項・第2項
同法第36条第6項第2号・第3号
同法第119条第1号(罰則)
同法第121条第1項(両罰規定)

3 被疑内容

労働基準法では、労働者に1日8時間、1週40時間を超えて労働させてはならないとし、これを超える時間外労働を行わせる場合は、36協定を締結し、協定の範囲内で時間外・休日労働を行わせなければならないところ、被疑者Aは、同社の労働者8名に、36協定の延長時間を超えて違法な時間外・休日労働を行わせた疑いがあるものです。

また、時間外・休日労働は月100時間未満、2～6月を平均し、月80時間以内としなければならないところ、それを超えて労働者に時間外・休日労働を行わせた疑いがあるものです。

4 その他

長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには、脳・心臓疾患の発症との関連性が強いことから、八重山労働基準監督署では、引き続き現場への立入調査等を行っていくとともに、法違反を伴う長時間労働に対しては、書類送検を行うなど厳正に対処していく方針です。

【参照条文】

○ 労働基準法

(労働時間)

第 32 条

第1項 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について四十時間を超えて、労働させてはならない。

第2項 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について八時間を超えて、労働させてはならない。

(時間外及び休日の労働)

第 36 条

第1項 使用者は、当該事業場に、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合においてはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合においては労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、第32条から第32条の5まで若しくは第40条の労働時間(以下この条において「労働時間」という。)又は前条の休日(以下この項において「休日」という。)に関する規定にかかわらず、その協定で定めるところによつて労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

(第2項～第5項略)

第6項 使用者は、第1項の協定で定めるところによつて労働時間を延長して労働させ、又は休日において労働させる場合であつても、次の各号に掲げる時間について、当該各号に定める要件を満たすものとしなければならない。

(第1号略)

第2号 1箇月について労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間100時間未満であること。

第3号 対象期間の初日から1箇月ごとに区分した各期間に当該各期間の直前の1箇月、2箇月、3箇月、4箇月及び5箇月の期間を加えたそれぞれの期間における労働時間を延長して労働させ、及び休日において労働させた時間の一箇月当たりの平均時間80時間を超えないこと。

(第7項～第11項略)

(罰則)

第119条 次の各号のいずれかに該当する者は、六箇月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

第1号 (前略)第32条、(中略)第36条第6項、(中略)に違反した者

(第2号～第4号略)

(両罰規定)

第121条

第1項 この法律の違反行為をした者が、当該事業の労働者に関する事項について、事業主のために行為した代理人、使用人その他の従業者である場合においては、事業主に対しても各本条の罰金刑を科する。ただし、事業主(事業主が法人である場合においてはその代表者、事業主が営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者又は成年被後見人である場合においてはその法定代理人(法定代理人が法人であるときは、その代表者)を事業主とする。次項において同じ。)が違反の防止に必要な措置をした場合においては、この限りでない。

(第2項略)